

平成23年度「キッズデザイン製品開発支援事業」  
「キッズデザインに関する共通基盤等の継続的な実施方策とモデル化に関する調査」  
に関する公募要領

平成23年9月6日  
特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会では、標記の件について、企画書審査(以下、「コンペ」という。)を行うので公募する。

## 1. 事業の概要

平成23年度キッズデザイン製品開発支援事業は、持続可能で安全・安心な社会の実現に向けて、子どもの事故予防に配慮された設計・デザイン(キッズデザイン)による製品の開発を、産業界が積極的かつ持続的に推進する体制を構築し、キッズデザインによる製品市場の拡大を目指すことを目的とする。

そのうち本調査は、共通基盤と情報共有システムの活用によるキッズデザイン製品開発が産業界の自主的かつ持続的な取り組みとなるよう、事業採算性のあるモデル構築を行なうための各種調査、分析をするものである。また、調査結果の実施を踏まえ、具体的なビジネスモデル構築のためのベンチマーク調査、事業採算性の検証、組織体制の提案等を行なう。

## 2. 調査の内容

キッズデザインの輪(<http://www.kd-wa-meti.com>)にある事件事例データベース及び平成22年度キッズデザイン製品開発支援事業の「共創プロジェクト」等の共通基盤と情報共有システムを、産業界が具体的かつ持続的にキッズデザイン製品開発に活かすために必要なビジネスモデルの構築に関する各種の調査及び検証を行なうこととする。

- (1)産業界のデザイン戦略活用、市場における差別化において、キッズデザイン製品開発を積極的に採用してもらうための調査、分析。
- (2)キッズデザイン製品とキッズデザイン未対応製品との差別化を明確にする手法の検討に関する調査、分析。
- (3)産業界がキッズデザイン製品開発を消費者、生活者へ認知させるための調査、分析。
- (4)共通基盤と情報共有システムの自立化に向けた収益モデルの調査、分析。
- (5)上記の検討を踏まえた、継続的な実施方策モデルのフィジビリティスタディの実施。

### 3. 契約期間

契約日から平成24年2月29日までとする。

### 4. 予算額

総額で最大 1,000 万円以内(消費税含む)とする。

### 5. 企画提案書及び関係資料の提出

(1) 提出期限:平成23年9月15日(木) 18時必着

(2) 提出先:〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-7-7 虎ノ門A3ビル 4階  
特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 事務局 佐藤伸一 宛

(3) 提出方法:郵便、宅配便とする。FAX、電子メール等は受け付けない。

(4) 企画提案書、提出部数

1) 企画提案書には、日本語で簡潔・明瞭に、下記の内容を記載すること。

1. 基本コンセプト

2. 概要

3. 詳細な内容

4. 実施体制

5. 関連する実績、活用する過去の成果

2) 企画提案書は、フォーマットはA4横または縦。日本語で作成すること。

3) 企画提案書の提出部数は、書面 10 部及び電子ファイル(PDF 形式)一式とする。

(5) 関係資料等の提出部数

1) 会社案内:1 部

2) 過去に類似の業務を行った実績を示す資料:10 部

3) 見積書:10 部

※企画提案書・関係資料等の電子ファイルは全て、CD-ROM、もしくは DVD-ROM で  
WindowsXP パソコンにより可読な電子媒体にて提出のこと。

### 6. 選考方法

(1) 企画提案書及び関係資料をもとにキッズデザイン協議会において審査し、1社を選定する。

(2) 特に、次の各項目について重点をおいて審査し、本業務の目的に合致した具体的かつ  
実用性の高い企画の提案者を選定する。

a. 公募要領にもとづき、業務内容を具体化できているか。

b. 調査実施による知見等を新たなものづくり支援へとつなげていくための提案に創意工夫が見られるか。

c. 業務実施計画に実現性があるか。

d. 十分な業務遂行能力を有することがわかるか。

e. キッズデザイン製品開発に関する過去の実績があるか。

## 7. 審査結果の通知

- (1) 平成23年9月22日(木)までに、電子メール等により通知する。
- (2) 本通知における不服申し込みや質問などは、一切受け付けない。

## 8. 参加資格

業務遂行能力の観点から、次のいずれにも該当する民間法人等または研究機関等であること。

- (1) キッズデザインに関連する各種データベースと情報共有システムに関する知識を有し、確実な調査履行が確保されること。
- (2) 当該業務に関する同様の業務に実績を有していること。
- (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

## 9. 参加者の義務

参加者は、審査結果の通知期限の前日までの間において、提出物について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

## 10. その他

- (1) 企画提案書作成に必要な資料等は「11. 問い合わせ先」においてのみ交付する。
- (2) コンペ参加に要する全ての費用は参加者が負担する。提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書及び関係資料が、提案者の意に反して第三者に開示されることはない。

## 11. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

東京都港区虎ノ門3-7-7 虎ノ門A3ビル4階  
特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 事務局; 佐藤、高橋  
e-mail: office@kidsdesign.jp